

町田第三中学校PTA会則

第1章 総 則

第1条 名 称

本会は昭和43年4月1日発足。

本会は東京都町田市立町田第三中学校PTAと称し事務所を同校におく。

第2条 目 的

活動に同意した保護者と教職員がPTA活動を進めることによって、相互の理解を深め協力し、生徒の健全な成長をはかることを目的とする。

第3条 方 針

本会は教育を本旨とする民主的団体として次の方針で活動する。

1 会は自主独立のものであって、如何なる個人、団体からも干渉を受けない。

2 生徒の福祉増進のため、他の団体および機関と協力する。

3

本会と学校との関係は、相互にその自主性を尊重し、運営について必要な進言をすることはあっても、干渉はしない。

4

本会は特定の政党や宗教に片寄る活動や、営利を目的とする行為をしない。またPTAの名をもって立候補することや、立候補者の推薦・応援等をしない。

第4条 活 動

1 会員相互の親睦をはかり、教養を高めるための研修をする。

2 家庭と学校との緊密な協力により生徒の健全育成をはかる。

3 生徒の教育環境の整備をはかる。

4 その他本会の目的達成のため必要な活動を行う。

第5条 会 員

1 本会の会員は、活動に同意した生徒の保護者と教職員とする。

2 会員はすべて平等の義務と権利を有する。

第2章 会 計

第6条 本会は、会費その他の収入によって運営する。

第7条 本会の予算および決算は、運営委員会の審議を経て総会に提出し議決する。

第8条 会員の負担する会費の額は世帯数単位とし、年額2,000円とする。

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第3章 組織と役員

第10条 本会の組織は次の通りとする。

1 総会

2 運営委員会

3 本部会

第11条 本会の本部役員は次の通りとする。

1 会長 1名 (保護者)

2 副会長 3名～4名 (保護者2名～3名教職員1名)

- 3 会計 3名 (保護者2名教職員1名)
- 4 書記 3名～4名 (保護者2名～3名教職員1名)

第12条 本会の役員は次の通りとする。

1 本部役員

第13条 役員の仕事は次の通りとする。

【1】本部役員

1 会長

イ 本会を代表し、会務を総括する。

ロ 総会、本部役員会、運営委員会を招集する。

2 副会長

会長を補佐し、会長に支障が生じたときは、これを代理する。

3 会計

① 予算に基づき、いっさいの会計事務を行う。

② 運営委員会および総会において、会計監査を経た決算の報告をする

4 書記

① 運営委員会、総会の議事ならびに本会の活動に関する事項を記録する。

② 会長の指示により本会の通信を行う。

③ 諸種の記録その他の資料を保管する。

第14条 役員の選任は次の方法で行う。

役員は立候補制とし、総会で決定する。

第15条 役員の任期は1か年とし、再選を妨げない。また、他の役員と兼任はしない。

第4章 会計監査

第16条 会計監査委員は、その年度の会計を監査し、その結果を、運営委員会を経て総会で報告する。

第17条 会計監査委員は保護者2名教職員1名とし、総会で承認を得る。
任期については、第15条を準用する。

第5章 総会

第18条 総会は次の通り開催する。

1 定期総会 毎年1回、年度当初にこれを開く。(書面総会)

2 臨時総会 必要と認めた時、臨時にこれを開く。

第19条 総会は、本会の最高議決機関であり、会員の過半数の出席または委任をもって成立する。

第20条 総会の議事は、出席人員の過半数により決定する。

第21条 定期総会には、次の事項を提案し、承認を得なければならない。

1 事業報告および決算報告

2 事業計画および予算

3 役員および会計監査の承認

4 規約の改正

第6章 付 則

第22条 本会は、その運営上必要ある場合は、細則を設けることができる。
ただし、その作成、改正は運営委員会の決議によって行う。

第23条 本会の会則は、昭和58年4月1日より実施するものとする。

(平成 4年4月25日 一部改正)

(平成 8年2月17日 臨時総会において一部改正)

(平成14年5月22日 定期総会において一部改正)

(平成18年11月30日 臨時総会において一部改正)

(平成26年5月16日 定期総会において一部改正)

(平成28年5月13日 定期総会において一部改正)

(令和元年5月10日 定期総会において一部改正)

(令和2年12月7日 書面総会にて一部改正)

(令和4年5月16日 臨時総会にて一部改正)

(令和6年5月 書面総会にて一部改正)

(令和7年5月 書面総会にて一部改正)

町田第三中学校PTA細則

【1】慶弔規定

会員が死亡した場合一律五千円

教員転・退職の場合記念品をおくる

その他必要な場合は本部役員会できめる。

【2】転出入の会費規定

前期(9月末まで)

転入の場合 全額納入

転出の場合 半額返納

後期(10月より3月31日)

転入の場合 半額納入

転出の場合 返納なし

(平成21年9月24日 常任委員会にて一部改正)

(平成28年5月13日 定期総会にて一部改正)

(平成31年2月20日 常任委員会にて一部改正)

(令和2年12月7日 書面総会にて一部改正)

(令和4年5月13日 書面総会にて一部改正)

(令和4年5月16日 常任委員会にて一部改正)

(令和6年2月19日 常任委員会にて一部改正)

(令和7年5月 書面総会にて一部改正)

